## 下田市の景観施策のこれまで

## 下田市の景観への取組み

下田市は、市民共有の財産である"下田まち遺産"を活かした施策に取組み、 景観まちづくりを推進しています。



市内小・中学校における出前講座



まち遺産の周知を目的とした教室の開催



下田まち遺産



認定番号:82 外浦海岸



登録番号:1 雑忠

歴史的建造物修繕等への補助制度 協定団体活動費への補助制度

活動への助成

### それは、先人たちから受け継いだ"財産"を"未来"につなげていくためです。

### 景観行政のあゆみ (※参考『景観用語事典 増補改訂版』1998 年 株式会社 彰国社)

東京市区改正条例

(明治 21) 欧米のような近代都市の実現を目的(都市景観)

1897年 古社寺保存法

(明治 30) 歴史的景観の保全対象を個別の社寺や城跡等に限定

1919年 (大正 8)

都市計画法 (旧法) 都市景観の対象が

全国に広がる

市街地建築物法

建築基準法(1950年 (昭和25))の前身

経済成長に伴う都市 の無秩序な拡張への 対策

景観法成立まで都市 景観の基本となる

1931年 国立公園法

自然風景地における景観保全の始まり 自然公園法 (1957年(昭和32年))の前身

1966年

古都保存法

(昭和41) 京都、奈良、鎌倉などの歴史的風土※1を開発から保 護することを目的

(昭和50)

1975年 文化財保護法改正(伝統的建造物群保存地区) 集落や町並みなど面的な地区の歴史的風致の保存

が可能

2003年 「美しい国づくり政策大綱」発表(国土交通省)

公共事業における景観形成の原則化や景観形成 ガイドラインの策定など、15の具体的施策を掲げる

2004年 景観法、都市公園法·都市緑地法改正(景観緑三法)

(平成 16) 景観について法的根拠を謳った初めての法律 景観の本質から、各地域に主体性を持たせた法体 系となっており、都市公園法と都市緑地法の改正と 併せて一体的な景観行政の道が示された

#### 文化財保護法改正(文化的景観)

農山漁村の景観や特徴的な都市景観などを対象とし、 背景の社会システムを踏まえた動態的保存が特徴

(平成 19)

2007年 下田市、景観行政団体へ移行

(平成 21)

2009年 下田市景観まちづくり条例制定 下田市景観計画策定

2013年 (平成 25)

地域における歴史的風致※2の維持 及び向上に関する法律(通称:歴まち法)

2015年 (平成 27)

下田市景観計画一部改正(届出対象行為の追加等)

(平成 30)

2018年 下田市歴史的風致維持向上計画 認定

※ 1:わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝 統と文化を具現し、及び形成している土地の状況(古都保存法第2条第2項)

%2:地域におけるその間有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値 の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(歴まち法第1条)

# 下田まち遺産「知る」ための取組 一歴史まちづくりの推進一

### 下田市歴史的風致維持向上計画 中間評価を実施しました!

下田市は、平成30年11月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴まち法)」に基づき「下田市歴史 的風致維持向上計画 | を策定し、国からの認定を受けました。認定後、この計画に定めた様々な事業を行い、歴史まちづくりを推進 しています。計画期間は10年間となっており、最初の5年間が終了した時点で中間評価を実施することとなっています。

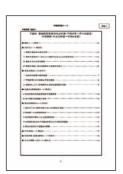
中間評価は、歴まち法に基づいて設置した下田市歴史的風致維持向上協議会において検討し作成しました。今後も引き続き計画 に記載した事業を推進しながら、歴史まちづくりを進めていきます。



令和5年度第1回下田市歴史的風致維持向上協議会 **令和5年5月23日(火)** 



『下田市歴史的風致維持向上 



中間評価シートの一部



下田市歴史的風致維持向上計画 中間評価シートはこちらから!



下田市歴史的風致維持向上計画 に関する市ホームページはこち

### 歴史的風致とは?

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の 市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境 | と定義(歴まち法第1条)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとし ての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初め て歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損 ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。(「歴史まちづく り法パンフレット(令和4年3月)|国土交通省HPより)

## 下田市の歴史的風致

下田市は、天城山系から連なる豊かな緑と約47kmに及ぶ起伏に富んだ海岸線を有し、それらが美しい自然景観を形成しています。また、 幕末には日米和親条約により開港場となり、了仙寺や玉泉寺といった開国にまつわる国指定史跡を有します。

市内各地には幕末以降に建てられた歴史的建造物が点在し、その周辺において神輿が練り歩く下田八幡神社例大祭等の祭礼行事が 行われ、歴史的建造物と市民が主体となる伝統的な活動が一体となり、下田市固有の歴史的風致を形成しています。

湊町の下田八幡神社例大祭に みる歴史的風致

黒船祭にみる歴史的風致

稲梓地域の祭礼にみる 歴史的風致

天草漁をはじめとする磯浜の 営みにみる歴史的風致

蓮台寺温泉にみる 歷史的風致

## 歴史的風致維持向上計画における事業の実施

歴史的風致維持向上計画では、歴史的風致の維持向上に寄与する 公共施設を歴史的風致維持向上施設として位置付け、これらを整備 し適切に管理を行うべく事業を実施しています。令和4年度には、旧 町内の市道須崎町本町通線の一部 (延長34m)の修景舗装工事を実 施しました。事業費は9,199千円。(うち国庫補助4,403千円)



